藤沢市職員の防災訓練等への派遣に関する要綱

制　　　定　令和４年３月　４日

改　　　正　令和６年２月１５日

（目的）

第１条　この要綱は、防災訓練等を通じて、市民が災害発生時の対応方法の習得や防災意識の向上を図ることができるよう、藤沢市職員（以下「職員」という。）の防災訓練等の派遣に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（派遣することができる防災訓練）

第２条　職員の派遣は、市内の自主防災組織、学校、事業所その他の団体が実施する防災訓練等とする。ただし、市長が必要と認めた場合はこの限りではない。

２　職員は派遣先の防災訓練等において、地震体験車による震度体験、防災講話及び防災訓練等への技術的指導を行うものとする。

（派遣することができる日時）

第３条　職員を防災訓練等に派遣することができる日は、１２月２８日から１月４日までを除く毎日とする。ただし、１日につき１団体への派遣とする。

２　職員を派遣することができる時間は、原則として午前９時３０分から午後３時までとする。

３　地震体験車の点検及び修繕等の日程があらかじめ決まっている場合には、震度体験への派遣は行わないものとする。

（派遣の申込み）

第４条　職員の派遣を申込む場合は、原則として派遣する３０日前（当日が、土曜日、日曜日又は祝日の場合は、直前の開庁日）までに危機管理課に連絡をして事前予約をした上で、派遣日の１４日前（当日が、土曜日、日曜日又は祝日の場合は、直前の開庁日）までに藤沢市地震対策条例施行規則に規定する防災訓練等実施届に訓練内容を記載し、提出するものとする。

２　職員派遣の決定にあたっては、市や各地区防災協議会等で実施する防災訓練への派遣を優先し、それ以外の申込みにあっては原則として先着順とする。

３　次年度の申込みは、前年度の２月初旬から３月初旬の間に申し込み受付開始日を定め、周知するものとする。

４　防災訓練等で使用する場所の確保は、申込者が行うものとする。

（派遣の中止）

第５条　前条の規定により申込みを受け付けた場合であっても、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、市長は申込者の意向にかかわらず、派遣を中止することができる。

（１）本市が災害対応業務を行っている場合又はそれを行うことが予測される場合

（２）天候不順や機器の緊急的な点検等、運行の安全や機器の保全が確保できないと市長が判断した場合

（３）機器の故障等により、地震体験車等の運行ができなくなった場合

２　前項の規定により派遣が中止となり、別の日に使用を希望する場合であっても、申込者は改めて申込みをしなければならない。

（安全確保）

第６条　地震体験車の運転及び操作については職員が行うものとする。

２　地震体験車による震度体験をしようとする者は、職員の指示に従わなければならない。

（補則）

第７条　この要綱に定めるもののほか、職員の派遣に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（経過措置）

第８条　改正前の藤沢市地震対策条例施行規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

附　則

この要綱は令和４年３月４日から施行する。

附　則

この要綱は令和６年４月１日から施行する。